

景観形成住民協定概要

協定基本情報		
協定の名称		国道144号沿線まちづくり住民協定
協定に係る区域		上田市住吉（住吉交差点から住吉北交差点まで約1km）
協定者/運営会等		49名 / 国道144号沿線まちづくり協議会
認定日 / 番号		平成8年6月28日 / 第43号
協定内容・主な基準		
緑化等		・沿道の景観が形成されるよう、街路樹の水やりや除草などの維持管理を行うとともに、歩道の清掃に努める。 ・敷地内は緑化に努め（道路境界を重点的に）、フェンスや塀を設けるときはできるだけ低くして植栽を取り入れる。
屋外広告物		・必要最小限の数とし、自己用看板のみとする。 ・設置する場合は、道路からできるだけ後退する。 ・看板の規模は上田市景観条例の基準の範囲内とする。 ・看板は周辺景観と調和する意匠・形態で、けばけばしい色を避け、電飾看板や反射材の使用はできるだけ避ける。 ・のぼり旗、立て看板、はり紙及びはり札の設置は行わない。（短期間のイベント等を除く。）
自動販売機		・極力設置を避け、設置する場合は自己営業用のみとし、周囲と調和するよう設置方法を工夫する。 ・空き缶等の散乱の防止に努める。
建築物	配置	・道路からゆとりを持って後退し、ゆとりある空間の確保に努める。（市景観条例の大規模行為の届出が必要な建築物等の場合は、5m以上後退。）
	意匠等	・外壁、屋根の色は、けばけばしい色とせず、周辺環境に調和した落ち着いた色やゆとりの感じられるものとする。 ・建物の高さ、屋根の形は背景の山並みや周辺の建築物等と調和するように努める。
その他		・電柱は、沿道には設置せず、景観上支障のない位置に設置するよう努める。
周辺写真		
		